

学校施設開放の運用変更について

1 運用変更の背景

- (1) 現行の学校施設開放の予約方法は、紙の申請書等を手書きで記入しなければならないため、使用者の負担となっている。また、地域スポーツクラブが各学校の予約の利用調整を行った後の空き予約は、学校が問い合わせ対応から受付まで直接行っており、学校の負担になっている。
- (2) 区では、令和7年度までに区民からの申請手続をオンライン化することを決定しており、令和6年5月15日より品川区施設予約システム（以下「システム」という。）のリニューアルを行い、キャンセルルールの統一化（使用する日の7日前の日までにキャンセルをすれば全額返金）やオンラインクレジットカード決済の導入を予定している。

2 運用変更理由

上記1を受け、これまでの学校施設開放の運用を見直すとともに、システムを活用し、学校施設開放の予約手続等のオンライン化を図ることにより、使用者の利便性の向上および学校の負担軽減を図る。

3 運用変更手続

学校施設開放の運用変更に当たり、教育委員会所管の品川区立学校施設使用条例施行規則の一部改正（令和6年4月23日付の教育委員会で審議・承認）を行った。

（主な改正内容）

| No. | 変更前 | 変更後 |
|-----|--------------------------------------|---|
| (1) | 使用者は、紙の「学校施設使用申請書」を記入し、学校に提出する。 | 使用者は、 <u>システムで申請を行う。</u> ※地域スポーツクラブが行う各学校の予約の利用調整については、継続する。 |
| (2) | 使用者は、納入通知書により使用料を納付する。 | 使用者は、納入通知書 <u>またはオンラインクレジットカード決済</u> により使用料を納付する。 |
| (3) | 使用する日の10日前の日までにキャンセル手続を行った場合、全額返還する。 | <u>使用する日の7日前の日</u> までにキャンセル手続を行った場合、全額返還する。 |
| (4) | 空き予約は、社会教育関係団体等のほか、団体登録なしでも申請可能とする。 | 空き予約は、社会教育関係団体等のほか、 <u>団体登録を行った団体のみ</u> 申請可能とする。 |

4 運用変更年月日

令和6年6月1日

（令和6年7月1日以降の使用分の予約申請から適用）